

【2020年3月6日から】

2020.4.24改訂版

新型コロナウイルス感染拡大の影響による 製造業のサプライチェーン再構築のための 設備投資を支援します

～鳥取県産業成長応援補助金(一般投資支援)の拡充～

鳥取県産業成長応援補助金(一般投資支援)の加算対象を拡大し、製造業の新型コロナウイルス対策としての設備投資も、補助率5%加算の対象となります。(令和2年度末まで適用期間を延長しました)

加算対象

次のいずれか

- ① 県内本社企業が新たに行う土地・建物の同時取得【現行制度】
- ② 地域経済に特に大きな影響を及ぼすものとして商工労働部長が指定する事象に対応する事業計画に基づく、商工労働部長が指定する資産の取得【追加】

指定事象・指定資産・適用期間

1. 指定事象 **新型コロナウイルス感染症**
2. 指定資産(投資内容)
 - ・自社で代替生産するための設備投資(国内回帰、内製化等)
 - ・他社から代替生産を要請され増産するための設備投資
3. 適用期間
事業認定：令和2年3月6日～令和3年3月31日(期間を延長)
事業着手：認定日から1年以内

補助率・補助限度額

15%(基本10%+加算5%)、5億円

補助要件

- ・県内に拠点のある**製造業**であること
 - ・固定資産(土地・建物・設備等)への投資額が3,000万円超であること
- ◎**雇用維持**(雇用増要件、付加価値増要件は不要。令和2年度限りの措置)
※通常時は「雇用3名増」又は「雇用維持+付加価値増4%/年」の達成が必要

その他

- ・補助金の支払いは、事業完了後、補助要件達成を確認してからとなります。

【問合せ先】鳥取県商工労働部 立地戦略課(立地政策担当)

電話 0857-26-7220 FAX 0857-26-8117 メール ritti@pref.tottori.lg.jp